

特別養護老人ホーム 第二ふるさと苑 里休 利用料金表
〔ユニット型地域密着型介護老人福祉施設〕

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象										介護保険給付対象外					ご利用料金									
		1日あたり								ご利用日数	ご利用日数	1日あたり					ひと月あたり									
		基本 (単位) A	日常生活継続 支援加算 (単位) B	精神科 医療養 指導 加算 (単位) C	夜勤職 員配置 加算 (Ⅱ)イ (単位) D	看護体 制加算 (Ⅰ) イ (単位) E	看護体 制加算 (Ⅱ) イ (単位) F	G	H	介護職員処 遇改善加算 (単位) I	ご利用料金 (保険給付 対象分) (円) J	居住費 (円)	食費 (円)	預り金 管理費 (円)	電気代 *1品に つき (円)	(円)	ひと月 28日の 場合 (円)	ひと月 30日の 場合 (円)	ひと月 31日の 場合 (円)							
要介護1	第1段階	644	46	5	46	12	23													施設に直接お問い合わせ下さい。						
	第2段階																			820	300	150	50	64,070	68,647	70,936
	第3段階																			1,310	650			85,070	91,147	94,186
	第4段階																			1,970	1,380			123,990	132,847	137,276
要介護2	第1段階	712	46	5	46	12	23													施設に直接お問い合わせ下さい。						
	第2段階																			820	300	66,225	70,956	73,322		
	第3段階																			1,310	650	87,225	93,456	96,572		
	第4段階																			1,970	1,380	126,145	135,156	139,662		
要介護3	第1段階	785	46	5	46	12	23													施設に直接お問い合わせ下さい。						
	第2段階																			820	300	68,539	73,434	75,882		
	第3段階																			1,310	650	89,539	95,934	99,132		
	第4段階																			1,970	1,380	128,459	137,634	142,222		
要介護4	第1段階	854	46	5	46	12	23													施設に直接お問い合わせ下さい。						
	第2段階																			820	300	70,725	75,777	78,303		
	第3段階																			1,310	650	93,880	98,277	101,553		
	第4段階																			1,970	1,380	130,645	139,977	144,643		
要介護5	第1段階	922	46	5	46	12	23													施設に直接お問い合わせ下さい。						
	第2段階																			820	300	72,880	78,085	80,689		
	第3段階																			1,310	650	93,880	100,585	103,939		
	第4段階																			1,970	1,380	132,800	142,285	147,029		

- ※ 介護保険給付対象分の1単位の単価は10.45円となります。
- ※ 居住費・食費は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、第1～第3段階のご利用者様には、負担軽減策が設けられています。尚、利用者負担段階の基準につきましては、右表をご参照下さい。（事前に市への申請及び認定が必要となります。）
- ※ 第1段階対象者の方は、主に生活保護受給者等となり、ご本人の状況等により負担額が異なりますので、施設へ直接お問い合わせ下さい。
- ※ 上記の表では、電気製品(テレビ等)を1台お持込になられた場合で計算しています。
- ※ 上記の表は、平成26年3月時点での、国で決められた介護報酬に基いた計算となります。尚、加算等につきましては、職員配置等により変更させて頂く場合もございます。（変更の際は、あらかじめご連絡させて頂き、必要に応じて変更同意書等頂く場合もございますのでご了承下さい。）
- ※ 上記の計算表は介護保険負担割合『1割』の方の計算例となります。
『2割』の認定を受けている方は、「介護保険給付対象」の欄が、2倍となります。

区分	利用者負担段階の基準
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって老齢福祉年金受給者または生活保護受給者
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方
第4段階	第1～3段階以外の方